

A  
J  
U

# みずほ

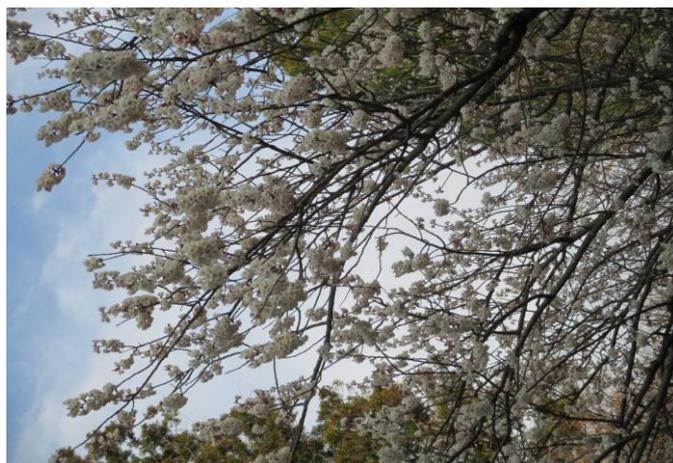
NPO 法人脳外傷友の会みずほ  
会報 第 67 号



2016 年 3 月 29 日  
NPO 法人 脳外傷友の会みずほ発行

〒460-0021  
名古屋市中区平和 2-3-10  
仙田ビル

電話/FAX 052-253-6422  
メールアドレス npo-mizuho@miracle.ocn.ne.jp  
ホームページ <http://www.npo-mizuho.com>



## 目 次

障害者差別解消法	2
日本脳外傷友の会 設立 15 周年記念全国大会 in 東京	4
事務局便り 総会・フォーラムのお知らせ	6
東海ブロック連絡協議会 ヘルパー事業所研修会 in 刈谷	7
愛知脳損傷協議会 (A B I A)	8
小児高次脳機能障害フォーラム 参加申込書	9
地区会だより	11
クリスマス会 若い失語症者のつどい	12
ミラクルの会 レディースの会 キッズプラス	13
企画グループ	14
ワークハウスみかんやまだより	15
報告とお知らせ	18

## 障害者差別解消法

脳外傷友の会みずほ理事長 吉川雅博

障害者差別解消法が、平成 28 年 4 月 1 日より施行されます。だれもが障害を理由とする「差別」はしてはいけないことであると思っていますが、現実には差別と思われることがたくさん起きています。そして多くの場合、きちんと解決されずに、障害のない人との平等な機会などを奪われているのが現状です。当たり前のことを法律で規定する必要があるのかと思われる人も多いでしょう。国連では 1975 年に「障害者の権利宣言」が採択されています。にもかかわらず差別はなくなっていない。そこで、2006 年障害者権利条約が国連で採択されました。この条約には法的拘束力があります。条約を批准する国は権利条約で規定する障害者の権利を保障することが求められます。我が国は、平成 26 年 2 月 19 日に権利条約が発効し、我が国でも権利条約で謳われている下記の 8 つの理念を保障することが求められることになりました。

- ① 固有の尊厳、個人の自立及び個人の自立の尊重
- ② 無差別
- ③ 社会への完全かつ効果的な参加及び包容（インクルージョン）
- ④ 差異の尊重並びに人間の多様性の一部並びに人類一員としての障害者の受け入れ
- ⑤ 機会の均等
- ⑥ 施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）
- ⑦ 男女の平等
- ⑧ 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利

上記権利条約の 8 つの理念の中の「無差別」を保障するために障害者差別解消法が制定されました。障害者差別解消法は障害者を特別扱いするものではありません。憲法や人権条約で保障されている権利を、障害者にも同じように保障するものです。この法律が禁止する差別は、不当な差別的取り扱いと合理的配慮を行わないことです。障害者は、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義し、障害者に対して合理的配慮をすることが社会的障壁の除去を可能にすることであるとしました。したがって、

合理的配慮を行わないことは差別に相当することになります。

この法律の条文には、「行政機関等は、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的な取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（事業所は努めなければならない。）」と規定しています。つまり、障害者が社会的障壁の除去をしてほしいと表明した場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関等は必要かつ合理的な配慮をしなければならない（義務）ことになりました。

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、下記の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要としています。

- 事務や事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用や負担の程度
- 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るようにする。

障害者は、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁の除去をしてほしいと表明できる力をつけ、かつ合理的配慮の内容について交渉できることが重要であると考えます。



(以下、内閣府のホームページより)

## 障害を理由とする差別の解消の推進

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定されました(施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日)。

## □ 日本脳外傷友の会 設立 15 周年記念全国大会 in 東京 ■ □

昨年 11 月、日本脳外傷友の会の 15 周年を記念して、東京品川区で開催されました。20 日は全国代表者会議(支援拠点支援コーディネーター研修会 作業所職員研修会 子ども部会 等)が行われ、交流会は家族会や支援者をはじめ、関係各所から 400 人余りの方々が参加して盛大に行われました。



翌 21 日の全国大会は、800 人も参加がありました。開会セレモニーでは静岡・岡山・高知・熊本県の 4 名に当事者奨励賞を授与、障害を負った後のみなさんの取り組みや頑張る姿は、会場にもしっかりと伝わりました。今回は「ひとりみんなのために、みんなはひとりのために ～高次脳機能障がい者のよりよい暮らしのために～」とテーマを掲げ、渡邊 修先生(日本脳外傷友の会 顧問)を座長に、上田敏先生(日本障害者リハビリテーション協会 顧問)の基調講演「高次脳機能障害のリハビリテーションと当事者・家族の役割」、橋本 圭司先生(はしもとクリニック 院長)と働く当事者の鼎談「こんな支援があれば僕らは働ける」、シンポジウム「高次脳機能障害支援の現状とどうなる今後？」が繰り広げられました。シンポジウムでは、小川 喜道氏(神奈川工科大学教授)のコーディネートで、今橋 久美子氏(国立障害者リハビリテーションセンター)、藤井 康弘氏(厚労省社会・援護局障害保健福祉部部長)、古謝 由美氏(日本脳外傷友の会副理事長)、瀧澤 学氏(神奈川県総合リハビリテーションセンター)により、高次脳機能障害における支援の現状と課題について、様々な角度から議論されました。

私たちは、障害を負ってしまった家族がどうしたら社会とうまくかわっていきけるかを常に念頭において生活しています。障害受容の問題に始まり、当事者団体や専門職とのかかわりの中から適切な支援の必要性を学び、当事者本人が何を望み、何ができて何が難しいのかをずっと探りながら歩みを進めています。その中で、周囲の障害への理解とその人の現状に見合った支援は、必ず次へとつながることを実感しています。私たち友の会はそのことを広く知っていただくために活動していますが、今大会で採択されたアピール文にもあるように、全国の友の会と手を取り合って、高次脳機能障害の課題の解決へとつながることを切に願います。(長谷川)

